

表2 軽度者における貸与対象者

種目	貸与の対象となる者 (厚生労働大臣が定める者のイ)	基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外  又は、基本調査3-2～3-7 記憶・理解のいずれか 「2. できない」  又は基本調査3-8～4-15 問題行動のいずれか 「1. ない」以外  その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	
カ 自動排泄処理装置	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」